

# 統一地方選挙が始まります

4月8日(日)は、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙  
4月22日(日)は、名寄市議会議員選挙

「樹木は、一度植えると人間が寝ている間にも絶えず成長するが、政治制度は樹木と違い、人間が動かす努力をして、初めて制度としての働きをする」という、英国・J・S・ミルの言葉があります。

「投票に行かない！投票してもムダ！私の1票なんか！」とお考えのあなた！投票は民主主義の第1歩。よりよい未来を自分たちでつくるため、あきらめずに政治に参加することが大切です。

「よくわからない」「何も変わらない」という前に、自らの権利である「大切な1票」を無駄にせず、必ず投票しましょう！

**投票所入場券をお送りします**

**選挙の期日(投票日)に用事がある方は**

今回の選挙で投票できる方に「あなたの投票所と投票時間」をご案内する投票所入場券(ハガキ1枚に2人連記)を世帯主宛にお送りします。投票の際には、ご自分の部分を切り取ってご持参ください。期日前投票が始まるまでには、お手元に届くよう送付します。

期日前投票をご利用ください。仕事、旅行、レジャーや冠婚葬祭などの予定がある方は、次のとおり投票できますので入場券をお持ちの上、お気軽にご利用ください。



の投票日です！

地区	風連地区	名寄地区	
ところ	市役所風連庁舎 1階第1会議室	市役所名寄庁舎 1階ロビー	市役所智恵文支所
とき	知事道議	3月23日(金)～4月7日(土)8:30～20:00 ただし、道議選の期日前投票は、 3月31日(土)からです。	4月4日(水)～ 4月6日(金) 9:00～17:00
	名寄市議	4月16日(月)～4月21日(土)8:30～20:00	4月18日(水)～ 4月20日(金) 9:00～17:00

問い合わせ  
名寄市選挙管理委員会事務局  
☎01654 2111  
(内線3323)

**選挙の期日(投票日)に仕事や旅行、入院などで不在となる方は**

不在者投票をご利用ください。手続きに日数を要しますので、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

名寄市以外で投票する場合指定の用紙にて、名寄市選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。

後日、指定された場所に投票用紙一式を送付しますので、お近くの市区町村の選挙管理委員会にて投票できます。

病院などに入院している場合入院している方は、一定規模の病院や老人ホームの施設内で投票できます。病院の看護士などに確認して不在者投票の手続きをしてください。

郵便などで投票する場合「広報なよろ」2月号でお知らせしましたが、身体に障がいがある投票所に行けない方は自宅など、自分のいる場所で投票できます。あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりませんので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

**名寄市内で転居された方は**

【知事・道議選挙】  
3月18日までに市内での住所異動届出された方は新しい住所地の投票所で投票できます。

【市議選挙】  
4月11日までに市内での住所異動届出された方は新しい住所地に属する選挙区の投票所で投票できます。

**文字が書けない方は**

代理投票制度をご利用ください。投票管理者に申し出ると、補助者が本人の指示に従い代理で投票用紙に記入します。

**名寄市議選挙立候補予定者説明会を開催します**

とき  
3月19日(月)13:30から

ところ  
市役所名寄庁舎 4階大会議室

参集者  
各候補者につき2人以内